

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店において、倉庫管理等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、午前〇時〇分頃から倉庫内で、配送先ごとの仕分け積み作業を行っていたところ、作業の途中、冷や汗・吐き気を感じたため、D病院に救急搬送され、「急性心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名および発症時期について、主治医であるE医師作成の平成○年○月○日付け意見書及びF医師作成の同年○月○日付け意見書を踏まえ、当審査会としても、請求人は、平成○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

### (3) 業務要因について

#### ア 異常な出来事への遭遇

本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人は通常業務に従事しており、当審査会としても、業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められないものと判断する。

#### イ 短期間の過重業務

請求人の本件疾病発症前1週間（平成○年○月○日から同月○日）の勤務状況をみると、請求人は、特に過重な業務に従事した記憶はない旨述べており、また、請求人の時間外労働については、5日間認められるものの、その時間は1時間30分から2時間弱であり、休日についても2日取得しており、特に過重な業務に従事した事実は認められない。

#### ウ 長期間の過重業務

請求人の本件疾病発症前1か月間及び2か月間ないし6か月間の勤務状況を見ると、請求人の時間外労働については、発症前1か月間の時間外労働時間数は37時間1分であり、また、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前6か月目の53時間27分が最長であり、業務と発症との関連性が強いとされる80時間を超えるには至っておらず、特に過重な業務に従事したものとは認められない。

なお、請求人は、早朝勤務の負担を主張するところ、請求人の勤務は拘束時間は長いものの、シフト変更はなく、定常的な勤務形態であり、さらに、Gによれば、請求人の業務は、スケジュールの頻繁な変更、緊急事態への対応や、出張はない業務である旨述べていることから、早朝の時間帯を含む勤務であることゆえに、過重な業務に従事したものとは認められない。

エ 次に請求人は、その他負荷要因として、上司から配置転換を告げられたこと及びパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）があった旨主張する。

この点、当審査会において一件記録を精査するも、配置転換は行われておらず、また、上司によるパワハラを客観的に裏付ける資料も見受けられなかったことから、認定基準における「精神的緊張を伴う業務」として掲げられている具体的業務又は出来事のいずれにも該当せず、請求人の主張は採用できない。

#### (4) 業務以外の要因について

F医師は、請求人には「2型糖尿病、高脂血症」の存在と併せて長期間に及ぶ喫煙歴も認められ、「2型糖尿病」については、平成〇年〇月より療養開始しているが、D病院においてHbA1cが〇%から〇%で推移し、同年〇月教育入院の提案がなされていた状況を鑑みれば、「2型糖尿病」のコントロールは不良であったと推察され、さらに、同年〇月の入院中、頸動脈エコーの結果「頸動脈Plaque」が指摘されていることから、全身の動脈硬化（閉塞性病変）が進行中であった可能性がうかがえ、E医師の所見どおり「急性心筋梗塞」の発症に当該基礎疾患等が影響を及ぼした可能性は否定できず、血管病変等その自然経過を超えて急激に増悪させ得る程の業務による負荷は認められない旨所見している。

(5) 以上のとおり、請求人の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。